

新宮前市民館・図書館に関する管理運営計画策定支援業務委託  
プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 新宮前市民館・図書館に関する管理運営計画策定支援業務委託に係る契約事務の公正かつ適正な審査及び選考を行うことを目的に、新宮前市民館・図書館に関する管理運営計画策定支援業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査・評価等を行う。

- (1) 提案の採否の審査及び評価（以下「評価」という。）に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は次の各号の職にある者をもって充て、委員長は、教育委員会事務局総務部長をもって充てる。

- (1) 宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長
  - (2) 教育委員会事務局教育政策室担当課長〔働き方・仕事の進め方改革〕
  - (3) 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
  - (4) 教育委員会事務局生涯学習部宮前図書館長
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。
- 4 委員が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、委員長の承認を得て、代理の者が職務を代行することができる。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(審査及び評価)

第5条 委員会は、提案書等について、あらかじめ教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課が作成した審査基準に基づき審査及び評価を行う。

- 2 各評価項目の合計点数が高い提案を選定するものとする。なお、同点の場合には、評価項目のうち提案内容の企画力の点数が高いものを選定するものと

する。その点数についても同点の場合には、出席した委員の意見を聞いた上で、委員長が受託予定者を特定する。

- 4 前項の者が辞退した場合は、次に点数の高い提案者を繰り上げて適した者とする。
- 5 見積金額が予定価格を超過している場合は失格とする。
- 6 選定委員の総合評価の値の合計が満点の6割に満たない場合は、選定しない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営などについて必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8（2026）年3月31日にその効力を失う。